

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の一部を変更したので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の一部を変更する件

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標（平成30年12月20日議決）の一部を次のように変更する。

第1中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2の1の(3)中「精神」の次に「・感染症」を加える。

第2の5を次のように改める。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。